

こ 放 第 3 4 号  
令 和 2 年 4 月 3 日

放課後児童クラブ

放課後児童健全育成事業所 運営主体各位

横浜市こども青少年局  
放課後児童育成課長

市立学校における一斉臨時休業(教育活動の再開延期)について (通知)  
＜新型コロナウイルス感染症関連通知 その15＞

小学校等の教育活動の再開に伴うキッズクラブの対応について、令和2年3月30日付こ放第1408号「今後の対応＜新型コロナウイルス感染症関連通知 その14＞」にてお知らせしましたが、日々刻々と変化する状況の中、教育活動の再開は延期となりました。

このため、休校延長期間の学校と放課後キッズクラブの対応について、次の通りお知らせします。この通知をもって、上記通知は廃止します。

学校の一斉臨時休業(再開延期)に伴う対応の拡充点として、

①学校による緊急受入れの対象の拡大(4年生まで)

②児童クラブ等に対する学校施設の開放依頼 を行っています(詳細は下記の通り)。

これらを踏まえていただき、引き続き、長期休業期間中に準じた対応について検討をお願いしますが、各クラブの状況等も異なるため、柔軟にご対応いただきますようお願いいたします。

また、事業者向けのFAQを作成しましたので、ご確認ください。

## 1 学校の対応

(1) 一斉休業期間：4月8日(水)～4月20日(月)まで

(2) 緊急受入れ実施期間：4月8日(水)～4月20日(月)まで

※緊急受入れの対象は、1年生～4年生、個別支援学級の児童、保護者等から障害等により支援が必要であることなどを理由として、受入れの申し出があった5、6年生の児童  
なお、1年生については、学校に初めて通うことになるため、緊急受入れを利用する場合、発達の段階等に応じて、原則、保護者等が送迎を行うなどの配慮を求めています。

(3) 4月21日(火)以降の取扱いについては、今後の状況を踏まえて4月13日(月)を目途に教育委員会から通知がある予定です。

※入学式、始業式等については、既に通知している通り、感染拡大防止の措置を講じた上で実施することとしています。

「緊急受入れ」の時間等は、各学校に問い合わせてください。学校の対応を踏まえて、児童の受け入れ時間をご検討ください。

裏面有り

## 2 4月8日(水)～4月20日(月)までの放課後キッズクラブの対応について

(1) 対象児童：区分2の登録児童（留守家庭児童等）のみ

(2) 受入時間

ア 4月20日までの平日：緊急受入れ時間終了後から19時まで

イ 土曜日：8時30分から19時まで

## 3 午前中から開所した場合の運営費補助について

当該期間中に開所時間を延長したことに伴い追加で発生した経費の措置は、3月に実施した「新型コロナウイルス感染症防止臨時休業時特別開所補助金」と同様に行う予定です。

詳細は別途、通知しますので、当該経費の挙証資料を整理し、保管していただくようお願いいたします。

## 4 臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について

密集性を回避し感染を防止する観点から、教育委員会事務局より通知が学校長あてに、放課後児童クラブ等から、教室、学校図書館、体育館、校庭等、学校施設の活用の要請があった場合は、放課後キッズクラブの活用状況を踏まえ、スペースや安全性の確保が可能かどうかを検討した上で、学校施設の開放に協力するよう、発出されています(別添2参照)。このため、活動場所として学校に協力を依頼される場合は、まずは学校にご相談ください。

通常期においては、学校施設を利用している児童クラブでは、施設管理者である学校長をはじめ、同じ時間帯に学校施設を使用する放課後キッズクラブとも連携・情報共有を密にした上で活動をしています。学校施設で活動する場合であっても、学校教育の一環として位置付けられるものではないため、学校の指示に従い、運営主体で責任をもって管理運営にあたってください。

### <添付資料>

別添1 市立学校における一斉臨時休業（教育活動の再開延期）に伴う対応について（通知）（令和2年4月3日 教小企76号）

別添2 新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）（令和2年3月24日 教小企4984号）

別添3 事業者向けFAQ（放課後児童クラブ・放課後児童健全育成事業）

こども青少年局放課後児童育成課

担当：田邊、秦

Tel：671-4446

No.	質問	回答	通知日
1	午前中から開所したことに伴う追加経費に対する補助内容はどうか。また、申請はどのように行うのか	現在、本市においても、3月に実施した「新型コロナウイルス感染症防止臨時休業時特別開所補助金」と同様に、クラブに追加補助を行う方向で検討しています。補助の内容等の詳細が決まり次第お伝えします。	4月3日
2	午前中から開所しなくてはならないのか。	長期休業期間中に準じた対応について検討をいたしますが、利用人数や職員体制、保護者のニーズなど各クラブによって実態が異なるため、必ずしも開所する必要はありません。	4月3日
3	緊急受け入れの終了時間は学校から連絡はあるのか	放課後児童クラブ側から学校に問い合わせてください。	4月3日
4	利用している放課後児童クラブが午前中から開所する場合には、低学年で学校の「緊急受け入れ」の対象であっても、学校に行かず、午前中からクラブを利用しても差し支えないのか。	差し支えありません。	4月3日
5	事前に利用児童が少ないことがわかっている場合の人員配置基準は、土曜日に準じて当日の児童数に応じた配置として良いか。	学校の一斉臨時休業期間中は、開所時間を通じて、利用している児童の数に応じた支援の単位数で運営できることとします。	4月3日
6	感染予防の観点からの広さの基準は示されるのか。	学校施設等で児童を預かる場合、教室等においては、座席間を離し、1 m以上離して交互に着席するなど、できる限り子どもの距離を離すよう配慮するとともに、不要な接触は避けるよう考え方が示されました。この考え方を参考に、できる限り子どもの距離を離し感染症予防に努めてくださいますようお願いいたします。	4月3日

No.	質問	回答	通知日
7	子どもが体調不良でも体温が37.5度以上なければ、利用できるのか。低年齢児の場合は、すぐに超えてしまう場合もある。必ず遵守しなければならないか。	国から示された「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」に基づき、通所を避けるよう要請する場合の発熱の目安を37.5℃としているところです。ただし、平熱が高い児童もいますので、37.5℃を発熱の目安とするとともに、発熱以外にも体調不良(発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等)の症状が見られる時には、保護者と連携し、まずは通所を控え、児童の様子を見るように伝えてください。 その結果、症状が改善しない場合には、かかりつけ医に受診し、通所に関して医師に相談してください。	4月3日
8	職員のマスク着用は必須か。手に入らない場合はどうすればよいのか。	原則マスク着用をお願いします。入手できない場合などでも、感染症予防対策として、咳エチケットに努めるとともに、職員の手洗い、うがい等の徹底を行った上で、児童の受入を行ってください。	4月3日
9	公園に行くなど、屋外活動を行っても良いのか	児童同士の距離を確保し、接触の回避をできる限り行うなど、活動内容を工夫した上で、屋外活動を行ってください。	4月3日
10	おやつ提供時に気をつけることはあるか	食事前の手洗いを徹底すると共に、必要に応じてアルコール等による消毒を行ってください。 また、食事の際もできるかぎり周囲との距離を離すと共に不用意な接触は避けるようお願いします。	4月3日
11	衛生管理で気をつけることはあるか	教室やトイレなど児童が利用する場所のうち、特に多くの児童が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日に1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行ってください	4月3日
12	4月21日以降の学校の対応は、いつごろ示されるのか。	4月13日を目途に教育委員会から通知がある予定です。	4月3日
13	「呼吸器症状がある場合は、通所を避けてもらうよう要請」となっているが、新型コロナウイルス感染症以外の疾患からくる症状（ぜん息など）で、感染性のものではないと医師から診断が出ている場合の取り扱いはどのようにすべきか。	呼吸器症状等が感染性のものではないと医師が判断した場合は、通所を避けてもらう必要はありません。	4月3日

No.	質問	回答	通知日
14	新型コロナウイルス感染症について相談したい場合、どこに相談すればよいか。	<p>新型コロナウイルス感染症について相談したい場合は、次の相談窓口にお問合せください。</p> <p><b>&lt;新型コロナウイルス感染症についての一般的な相談&gt;</b>  横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター  【電話】045-550-5530（9時～21時）</p> <p><b>&lt;新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の相談&gt;</b>  新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター  【電話】045-664-7761（9時～21時）</p>	4月3日